

## 富士見市男女共同参画社会確立協議会要綱

富士見市男女共同参画社会確立協議会要綱(平成2年告示第104号)の全部を改正する。

### (設置)

第1条 男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び見直し並びに行動計画に基づく事業の実施に関する事項を調査及び検討するため、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第11条第7号の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じて、行動計画の策定及び見直し並びに男女共同参画の推進に関する調査及び検討を行う。

2 協議会は、男女共同参画の推進に関することについて、市長に意見を述べることができる。

### (委員)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 校長
- (5) 行政機関の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

### (専門委員)

第4条 協議会に、調査及び審議を円滑に行うため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、協議会の会議に出席し、意見等を述べることができる。ただし、議事の表決に加わることができない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部人権・市民相談課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。